

友愛政経懇話会のご案内

政治資金規正法のあらまし

政治家鳩山由紀夫個人への献金（寄附）はすべて資金管理団体『友愛政経懇話会』でお受けします。企業・団体からの寄附、外国人による寄附は認められていません。また、匿名による寄附も認められていません。個人による寄附のみが可能です。一個人から一資金管理団体への寄附の限度額は、年間150万円までです。年間5万円を超える寄附については、資金管理団体の収支報告書に寄附者の氏名・住所・職業が記載されます。現金に限らず、物品の無償提供または貸与も寄附に含まれます。

資金管理団体への寄附は、所得税減額措置の対象になります。確定申告書に『友愛政経懇話会』発行の領収証を添付してご申告ください。

政治献金の寄付金控除について

友愛政経懇話会に対する政治献金は、寄付金控除（所得控除）の対象となります。寄付金控除を受ける場合は、確定申告書に、総務大臣の確認印が押された「寄付金控除の書類」を添付することになっていますが、実際には、確定申告期限以降に「寄付金控除の書類」が発行されますので、代わりに友愛政経懇話会の領収証を添付して申告していただきます。後日「寄付金控除の書類」の送付を受けた後、税務署に提出することになります。

寄付金控除について、詳しくは国税庁のホームページ『No.1150 一定の寄附金を支払ったとき（寄附金控除）』をご参照ください。

会費

一口1,000円より承っております。
(年間150万円以内)

入会申込書

鳩山由紀夫をご支援くださる場合は、入会申込書に必要事項をご記入のうえ、当方へご返送くださるようお願い申し上げます。ご入会いただいた方には後援会機関紙やイベントの案内をお送りいたします。

振込先口座

■■■■銀行 衆議院支店
普通預金 ■■■■
口座名「友愛政経懇話会(ゆうあいせいけいこんわかい)」

友愛政経懇話会概要

名称	友愛政経懇話会 (ゆうあいせいけいこんわかい)
所在地	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館334号室
代表者	鳩山由紀夫
会計責任者	■■■■
関連法規	政治資金規正法第19条に基づく 鳩山由紀夫の資金管理団体

友愛政経懇話会規約

第1条	本会は「友愛政経懇話会」と称する。	第6条	本会に次の役員を置く。
第2条	本会は事務所を東京都に置く。	代表者	鳩山由紀夫
第3条	本会は、鳩山由紀夫の政治活動全般を支援することを目的とする。	幹事	若干名
第4条	本会の趣旨に賛同し所定の手続きを経て入会したものを会員とする。	会計責任者	1名
第5条	本会は目的達成のため次の事業を行う。 1. 研究会・講演会等催事の開催 2. 機関紙及び各種出版物の編集発行 3. その他本会の目的達成に必要な事業	第7条	幹事は、代表者が会員の中から指名する。会計責任者は代表者が指名する。役員任期は2年とし、再任を妨げない。
		第8条	本会の運営は幹事会並びに鳩山由紀夫事務所が協同して行う。
		第9条	本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって充てる。
		付則	本会は、政治資金規正法第19条に基づく鳩山由紀夫の資金管理団体である。